

広島県告示第百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行つた者の名称
広島市
- 二 調査を行つた期間
平成十七年六月から平成十九年六月まで
- 三 成果の名称
広島市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域
広島市佐伯区湯来町大字伏谷・白砂の各一部
- 五 認証年月日
平成二十年二月二十七日